

(高齢) 重度障害者医療費受給者証に関する注意点

(1) 受給者証の有効期間について

受給者証の有効期間は原則として毎年7月1日から翌年6月30日までの1年間で、毎年7月1日に新しい受給者証に切り替わります。7月1日以降も引き続き資格のある方は、毎年6月末頃に新しい受給者証をお住まいの区の区役所保険年金医療課介護医療係（北須磨地区にお住まいの方は北須磨支所市民課介護医療係）よりお送りします。

ただし、下記の場合には、受給者証の有効期間が異なりますので、ご注意ください。

下記の場合は有効期間が短くなっています

○ 65歳になられる場合

65歳の誕生日から後期高齢者医療制度へ移行できるため、誕生日の前日までの受給者証をお渡します。誕生日以降、後期高齢者医療制度へ移行を希望される方には申請により高齢重度障害者医療費受給者証を、移行されない方には重度障害者医療費受給者証を改めてお送りします。

○ 75歳になられる場合（重度障害者医療受給者の方）

75歳の誕生日から後期高齢者医療制度へ移行するため、誕生日の前日までの受給者証をお渡します。申請により、誕生日以降にお使いいただく高齢重度障害者医療費受給者証は改めてお送りいたします。

ただし、75歳以前にすでに後期高齢者医療制度に移行されている方は、通常通り6月30日までの受給者証となります。

○ 精神障害者保健福祉手帳1級所持により、医療費の助成を受けられる方

精神障害者保健福祉手帳の有効期間が2年間となっているため、翌年の6月30日までに、手帳の有効期限が切れる場合は、手帳の有効期限日までの受給者証をお渡します。期限の前月を目安に手帳更新後の等級を確認させていただくため、改めて更新申請書を提出していただく必要があります。

(2) 受給者証ではなく、医療費助成資格認定通知書を交付する場合があります

兵庫県外の後期高齢者医療に加入されている方については、受給者証ではなく、「医療費助成資格認定通知書」を交付します。（「医療費助成資格認定通知書」では医療機関等の窓口での助成を受けることができません。）

医療機関等の窓口においては、いったん医療保険の自己負担金（1割又は3割）をお支払いいただき、お住まいの区の区役所（北須磨地区にお住まいの方は北須磨支所）において、払い戻しによる助成申請をしてください（北区にお住まいの方は北神区役所市民課、西区にお住まいの方は西神中央出張所でもお手続きが可能です）。

払い戻しによる助成申請については、HP上の「6.払い戻しによる助成（助成方法2）」をご参照ください。

